

令和元年第2回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和元年8月27日 開会

令和元年8月27日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和元年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和元年8月27日

1 出席議員

1番	ますだ	よしお	君	2番	はつたに	幸一	君
3番	山田	広宣	君	4番	鈴木	敏文	君
5番	三橋	弘明	君	6番	常泉	健一	君
7番	小安	博之	君	8番	小林	正満	君
9番	市原	重光	君	10番	中村	義徳	君
12番	阿井	市郎	君	13番	今関	勝巳	君
14番	大多和	秀一	君	15番	星野	一成	君
16番	鶴岡	喜豊	君	17番	松野	唱平	君
18番	大倉	正幸	君				

2 欠席議員

11番 矢部 眞男 君

3 説明員

管理者	田中	豊彦	君	副管理者	馬淵	昌也	君
副管理者	市原	武	君	副管理者	小高	陽一	君
副管理者	林	和雄	君	副管理者	清田	勝利	君
副管理者	平野	貞夫	君	長生病院 事業管理者	桐谷	好直	君
教育長	内田	達也	君	代表監査委員	白井	伸夫	君
事務局長	鈴木	祐一	君	消防長	東條	秀明	君
水道部長	河野	宏昭	君	長生病院 事務部長	木島	明良	君
事務局次長 (環境衛生課長)	秋葉	紀裕	君	消防本部次長	丸	幸夫	君
水道部次長 (管理課長)	斎藤	洋士	君	事務局副参事 (総務課長)	平山	義晴	君
長生病院 事務部総務課長	牧野	悟	君	消防本部長	斉藤	豊	君
消防本部長 予防課長	渡邊	仁臣	君	消防本部長	保川	信晴	君
医療民生課長	柴崎	勲	君	環境衛生 センター所長	丸	登美夫	君

温水センター 阿 曾 弘 信 君 長南聖苑所長 林 紀 行 君
所 長
視 聴 覚 教 材 徳 永 哲 生 君 会 計 管 理 者 今 井 孔 才 君
セ ン タ ー 所 長

4 事務局職員

議 務 局 会 杉 崎 正 文 君 書 記 秋 葉 正 人 君
事 務 局 長
書 記 倉 持 康 夫 君

議 事 日 程

令和元年8月27日 午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長辞職の件
議長の選挙
副議長辞職の件
副議長の選挙
- 第 5 委員会委員所属変更申し出の件
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 一般質問
- 第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 認定案 第1号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定案第 2号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算の認定について
認定案第 3号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定について
認定案第 4号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の認定について
- 第11 議案第 1号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

- 第 1 2 議案第 2 号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 3 号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 5 号 長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 6 号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 7 号 財産の賃料の減額について
- 第 1 8 議案第 8 号 和解及び損害賠償額の決定について
- 第 1 9 議案第 9 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○副議長（三橋弘明君） 皆さん、おはようございます。

諸般の事情により、副議長が開会いたします。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本年4月の長南町議会議員選挙に伴い、議長職議員として松野唱平議員、議会選出議員として、大倉正幸議員が本組合の議会議員となりました。

また、本年6月の茂原市議会において、組合規約第5条第2項の規定による議長職議員並びに議会選出議員の改選があり、議長職議員として、ますだよしお議員、私、三橋弘明が選出区分の変更に伴い、議会選出議員として、引き続き、当組合議員となりました。

また、新たに議会選出議員として、はつたに幸一議員、鈴木敏文議員が本組合の議会議員となりました。

更には、7月の長柄町議会議員選挙に伴い、議長職議員として星野一成議員、議会選出議員として鶴岡喜豊議員が、本組合の議会議員となりました。今後のご活躍をご期待申し上げます。

次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、並びに、地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算繰越計算書について、8月8日付で管理者から、それぞれ調製した旨の報告がありました。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度公営企業資金不足比率について、監査委員の意見書を付し、8月9日付で管理者から報告がありました。先般、議案と一緒にお届けさせていただきましたので、ご了承ください。

なお、報告第1号は資料のとおり、消防機庫新築事業において、茂原市長谷の消防機庫建設用地が軟弱地盤であったことで、基礎杭が支持層に届かず、基礎杭の追加工事が必要となり、工期を令和元年6月まで延長したことから、繰越明許費としたものでございます。

報告第2号では、長生郡長柄町針ヶ谷地先の配水管布設替え工事が、工事部品製作の遅れから、施工調整に不測の日数を要したこと、また、長生郡睦沢町上市場地先の配水管仮設本設工事が睦沢町施工の汚水管改良工事の遅れにより、年度内完成が困難となったことなどにより、2件の工事を繰越したものでございます。

報告第3号では、監査委員による水道事業会計及び病院事業会計の経営健全化の審査が行われ、両会計共に資金不足は発生しておらず、その経営状況は適正であるとの報告がありました。この経営健全化に関する報告事項は、この後、審査する決算認定と連動いたすもので

すが、法令に沿って議会報告した後に、一般に公表されるものであります。

書面による報告は以上であります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、名前は、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

なお、11番 矢部眞男議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時05分開会

○副議長（三橋弘明君） ただいまから、令和元年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は17名でございます。よって、定足数に達し会議は成立しました。

直ちに、本日の会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会が開かれ、空席でありました正副委員長の互選があり、委員長に大多和秀一君、副委員長に中村義徳君が選任されました。

また、今定例会の運営について協議をいただきましたので、その内容について、議会運営委員会委員長に報告を求めます。

大多和議員。

○議会運営委員会委員長（大多和秀一君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、令和元年第2回定例会日程及び会議の運営方法につきまして協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の議事日程を配付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

まず、本日の日程について申し上げます。

日程第1としまして、「議席の指定」を行います。

日程第2としまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第3としまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容からして、本日1日としたいと思っております。

日程第4は、矢部議長から辞職願の提出がありましたことから、「議長辞職の件」を行います。

日程第5として、「委員会委員所属変更申し出の件」を行います。

日程第6としまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第7としまして、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

日程第8としまして、「一般質問」を行います。通告のありました議員は2名であります。

日程第9としまして、「専決処分の承認を求めることについて」を行います。

日程第10の認定案第1号から認定案第4号までの案件につきましては、上程説明を受けた後、質疑を行い、詳細なる審議は決算審査特別委員会を設置し、この委員会の中で審議されますようお願いをいたします。

なお、決算審査特別委員会委員につきましては、慣例により、茂原市選出議員3名、各町村選出議員の各1名の9名をもって構成し、委員の選出については、議会委員会条例第7条第1項により、議長が議会に諮って指名することになります。

日程第11から日程第19につきましては、議案9件でございます。この議案9件につきましては、それぞれの上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに採決をしていただきたいと思いますと考えております。

このうち、人事案件につきましては、上程説明を受けた後、委員会付託を省略するとともに、質疑と討論も省略し、直ちに採決するようお願いいたします。

なお、採決の方法は、起立によりお願いをいたします。

以上が今定例会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げ報告を終わります。

○副議長（三橋弘明君） ご苦労さまでした。以上で議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど、議会運営委員会委員長から報告のありましたとおりですので、ご了承願います。

これより、日程に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、本職において指定いたします。

1番 ますだよしお君、2番 はつたに幸一君、4番 鈴木敏文君、5番 三橋弘明、15番 星野一成君、16番 鶴岡喜豊君、17番 松野唱平君、18番 大倉正幸君を、それぞれ指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、本職において指名を行います。

14番 大多和秀一君、15番 星野一成君を指名します。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(三橋弘明君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることと決定しました。

日程第4「議長辞職の件」を議題といたします。

会議規則第139条の規定により、議長 矢部眞男君から、令和元年8月26日付にて辞職願が提出されております。

お諮りします。

矢部眞男君の議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(三橋弘明君) 異議ないものと認めます。

したがって、矢部眞男君の議長辞職を許可することに決定しました。

議長を辞職いたしました矢部眞男君におかれましては、議長の重責を担い、円滑なる議会運営と広域行政発展のためご尽力いただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(三橋弘明君) 異議なしと認めます。

したがって、この際、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（三橋弘明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法としては、本職において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（三橋弘明君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本職において指名することに決定いたしました。

議長に、小安博之君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました、小安博之君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（三橋弘明君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました小安博之君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小安博之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長の紹介をいたします。

小安議長に当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○議長（小安博之君） ただいま議員各位のご推挙をいただき、長生広域議会議長の重責を務めることになりました一宮町の小安でございます。円滑な議会運営と広域行政の発展のため努力してまいりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後とも皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。（拍手）

○副議長（三橋弘明君） ありがとうございます。

ただいま新しく議長が決まりましたので、議長と席を交代いたします。

どうも、ありがとうございます。

（三橋副議長と小安議長交代）

○議長（小安博之君） 小安でございます。よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時20分といたします。

午前10時16分休憩

午前10時20分再開

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、副議長、三橋弘明君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議、ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議ないものと認めます。

したがって、この際、「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、5番 三橋弘明議員には、暫時、退場をお願いいたします。

（三橋弘明議員暫時退場）

○議長（小安博之君） お諮りします。

三橋弘明君の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議ないものと認めます。

したがって、三橋弘明君の副議長辞職を許可することに決定しました。

三橋弘明君の入場を認めます。

（三橋弘明議員入場）

○議長（小安博之君） 三橋弘明君の副議長の辞職願は、会議規則第139条第2項の規定により許可されました。

ただいま副議長を辞職いたしました三橋弘明君におかれましては、副議長の重責を担い、円滑なる議会運営と広域行政発展のためにご尽力をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

ここで副議長を辞任いたしました三橋弘明君から、ご挨拶がございます。

○5番（三橋弘明君） それこそ、皆さんのご支援、ご協力により、副議長の重責を何とか全うできました。本当にありがとうございます。また、引き続き、議会選出の議員として広域議会に参画することができました。長生郡市住民の皆さんの住民福祉向上に、また引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

どうも、ありがとうございます。（拍手）

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「副議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

したがって、この際、副議長の選挙を議事日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法としては、本職において指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定しました。

副議長に、ますだよしお君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました、ますだよしお君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました、ますだよしお君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、ますだよしお君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長の紹介をいたします。

ますだよしお副議長に当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（ますだよしお君） 副議長に皆さんからご推挙をいただきました、ますだでございます。小安議長を補佐し、さらなる円滑な議会運営を心がけてまいりたいと思いますので、ひとつ、皆様方のご協力とご指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（小安博之君） ありがとうございます。

会議を続けます。

日程第5「委員会委員所属変更申し出の件」及び日程第6「常任委員会委員の選任」並びに日程第7「議会運営委員会委員の選任」を一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、「委員会委員所属変更申し出の件」及び「常任委員会委員の選任」並びに「議会運営委員会委員の選任」を、一括議題といたします。

まず、「委員会委員所属変更申し出の件」ですが、5番 三橋弘明君から総務常任委員会から企業常任委員会に委員会の所属を変更されたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会委員会条例第7条第2項の規定によって、三橋弘明君から出された変更申し出を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、委員会委員所属変更の申し出は承認されました。

次に、委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名いたします。

総務常任委員会委員に、1番 ますだよしお君、4番 鈴木敏文君、15番 星野一成君、17番 松野唱平君を、企業常任委員会委員に、2番 はつたに幸一君、5番 三橋弘明君、16番 鶴岡喜豊君、18番 大倉正幸君を、議会運営委員会委員に、5番 三橋弘明君、16番

鶴岡喜豊君、18番 大倉正幸君を指名いたします。

お諮りいたします。

以上、指名いたしました議員を、総務常任委員会、企業常任委員会及び議会運営委員会の委員に選任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたしますが、この休憩時間に、それぞれの委員会を開催します。

総務常任委員会の方は第1研修室へ、企業常任委員会の方は第2研修室へお集まりください。

なお、議会運営委員会は企業常任委員会の終了後に開催いたします。

再開は10時50分といたします。

午前10時29分休憩

午前10時50分再開

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで報告いたします。

休憩中、別室におきまして、各常任委員会が開かれました。

総務常任委員会では、空席でありました正副委員長の互選があり、委員長に矢部眞男君、副委員長にますだよしお君が選任されました。

企業常任委員会では、空席でありました副委員長の互選があり、山田広宣君が副委員長に選任されました。

議会運営委員会では、委員長の辞任が承認され、新たに三橋弘明君が委員長に選任されました。

会議を続けます。

ここで、管理者より挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 令和元年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄、大変お忙しいところ、本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろから広域行政の進展に、ご指導、ご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、先ほど、副議長からご報告がありましたが、長南町議会、茂原市議会、長柄町議会におきまして、当組合議員が選出され、長南町からは議長職議員として松野唱平議員、議会選出議員として大倉正幸議員が、また、茂原市からは議長職議員として、ますだよしお議員、議会選出議員として鈴木敏文議員、三橋弘明議員、はつたに幸一議員が、長柄町からは議長職議員として星野一成議員、議会選出議員として鶴岡喜豊議員が、当組合議会議員に就任されました。

8名の議員におかれましては、当組合の事業推進にご理解をいただき、広域行政進展のため、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

また、組合議員を退任されました方々におかれましては、長年にわたり広域行政の進展のために多大なるご尽力をいただきましたことに、衷心より御礼を申し上げますとともに、今後の一層のご活躍をご祈念申し上げます。

また、先ほど議長及び副議長の選挙があり、新議長に小安博之議員が、新副議長にますだよしお議員が就任されました。両議員におかれましては、今後の広域議会の運営にご尽力賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

なお、前議長の矢部眞男議員、前副議長の三橋弘明議員におかれましては、広域議会の運営に多大なるご尽力をいただきましたことに、衷心より御礼を申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。

次に、ごみ処理場で発生いたしました、ごみピット転落事故について報告させていただきます。

平成31年4月29日に、ごみ処理場においてピットへの転落による死亡事故が発生しました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族、ご親族の皆様方にお悔やみを申し上げます。このようなことが起こらないよう、常に安全管理に努めていたところですが、あつてはならない事故が発生しましたことは、大変遺憾に思っているところでございます。茂原労働基準監督署からは、安全対策上、適切な措置が行われていることから、組合への是正勧告等はございませんが、今回の事故を厳粛に受け

止め、二度とこのようなことが起こらないよう、改めて安全教育と安全管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、環境衛生課の関係でございますが、最終処分場建設事業につきましては、事業同意の早期取得に向け、現在、関係者の皆様に個別交渉を実施しているところでございます。

また、エコパーク長生は、令和5年1月に埋立て終了が見込まれている中、新最終処分場建設計画では、令和7年5月に埋立てが開始予定であることから、その間の埋立て処理について、エコパーク長生の延命化対策を並行して進める必要があります。事業の進捗に向け執行部としては、鋭意取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

次に、消防の関係でございますが、消防庁舎につきましては、圏域内の人口減少が予想されていることを鑑み、将来的な消防署の数、配置の適正化は避けて通ることはできません。広域全体の財政を考慮した場合、消防署所の統廃合は必要不可欠であり、消防委員会の助言や答申などを参考にし、消防庁舎の建設時期や順序について、構成市町村との意見を踏まえた協議検討を集約し、8消防庁舎から6消防庁舎へと整備を図り、現消防力の維持、さらに充実強化のため、現人員、保有車両及び施設を最大限に活用し、圏域住民の安全安心を守るため、消防庁舎の整備計画を進めてまいります。

次に、長生病院の関係ですが、重要課題となっております医師の招聘につきましては、今年度も、千葉大学からの外科医師の派遣が見送られ、今後も医師の確保は困難な状況にあります。医師の招聘につきましては、この地域に暮らす人々が安心してよりよい医療が受けられる病院にしていくために、引き続き、国・県等、関係者に強く要請していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会におきましては、平成30年度の各会計決算の認定案を中心に、14案件についてご審議をお願い申し上げるところでございます。私からは平成30年度の各会計における決算につきまして、概要を申し上げます。

まず、認定案第1号の一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額は60億8,593万円余、歳出総額は59億6,190万円余となり、歳入歳出差引残額は1億2,403万円余となりました。また、実質収支は翌年度へ繰越すべき財源332万円余を控除すると1億2,070万円余となりました。本案をはじめ、各会計の決算の認定に当たり、監査委員に審査をお願いし、様々なご意見やご指導をいただいておりますので、今後もそれらに十分留意いたしまして、経費節減と

適正な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいり所存であります。

次に、認定案第2号の特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算であります。歳入総額は1億7,132万円余、歳出総額は1億6,694万円余となり、歳入歳出差引残額は438万円余となりました。実質収支も同額でございます。今後とも、関係機関と十分連携を図り、適正な管理運営に努めてまいり所存であります。

次に、認定案第3号の水道事業会計決算であります。給水人口14万2千人余、給水戸数は6万2千戸余、年間給水量は1,946万立方メートル余で、前年度に比べ0.7%増加し、また、年間有収水量は1,669万立方メートル余で、前年度に比べ、0.1%減少いたしました。

経理状況ですが、水道事業収益の決算額は48億3,814万円余で、水道事業費用の決算額は45億7,983万円余となり、2億5,831万円余の純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が4億6,934万円余で、資本的支出が14億3,329万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額9億6,394万円余は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。今後とも水需要に対応した安定供給に努めまして、健全な運営をしていく所存でございます。

次に、認定案第4号の病院事業会計決算であります。業務量で、入院患者数は年間延べ3万4,600人余、前年度比に比べ2.0%の減、また、外来患者数は8万7,200人余で、前年度比に比べ、4.1%減となりました。

経理状況でございますが、病院事業収益の決算額は33億6,179万円余で、病院事業費用の決算額は34億4,484万円余となり、8,304万円余の純損失となりました。

また、資本的収支については、資本的収入が1億9,762万円余で、資本的支出が3億3,400万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額1億3,638万円余は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。平成30年度も赤字決算となり、長生病院は大変厳しい財政状況にありますが、昨年度に実施いたしました経営診断の報告では、幾つかの改善提案が示されました。その中で、新たなあり方検討委員会を設置し、病院の方向性につきましても検討を進め、長生病院の長期ビジョンの策定として、本定例会で補正予算を上程いたしておりますが、経営コンサルタントに業務委託をするとともに、あり方検討委員会の意見を長期ビジョンに反映させていきたいと考えております。

また、現在、収益の向上や給与費の是正など、経営改善策の実施や職員の意識改革の推進など、病院事業管理者のもと、職員が一丸となり、経営改善に向け、取り組んでいるところ

でございます。

以上が各会計の平成30年度決算の概要となりますが、その他の議案につきましては、それぞれの担当者から説明をいたしますので、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、議会の開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小安博之君） ご苦勞さまでした。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

日程第8「一般質問」を行います。

質問の回数は、議会運営委員会の意向を尊重し、また、会議規則第56条の規定により、2回までといたしますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従い、16番 鶴岡喜豊君。

○16番（鶴岡喜豊君） 16番、長柄町の鶴岡喜豊です。

私の質問は、長生広域の水道料金の用途別料金の体系の廃止についてでございます。

最初に、長生広域の水道料金は、給水条例に基づき、用途別料金体系を採用していますが、従量料金体制と比較して、メリット、デメリットはないか、執行部の考えを伺います。

次に、水道料金は公正妥当であること、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと、地方公営企業法及び水道法に謳われています。長生広域の水道料金は、給水条例に基づき、用途別料金体系を使用していますが、昭和55年に長生広域の水道部を創設し、40年以上の年月が経ち、水道水の使用内容が同じなのに水道料金の用途が違い、知らないうちに不当な差別を作り上げ、水道料金に差が生じている、そのような不平等が起きています。なぜ、このようなことが起きるのか、それは給水申請をするときに窓口の職員が40年以上も経っておりますので、何人も変わり、給水条例を理解せずに、自分の主観で、家事用、営業用、官公署用、工事用など用途を決め、そのまま決裁を回し、上司もそれを認めているからだと考えられます。

事例として、長柄町と同じ自治会で、東と西では、同じ集会場でも用途が違い、水道料金が違いました。また、鶯谷にある隣同士の同じ会社なのに、水道の用途が違い、水道料金はやはり違いました。給水条例に掲載されている官公署用の商工会議所さえも、町村によって違いました。また、使用者変更届、所有者変更届が提出されれば、水道水の用途は、当然、変わる可能性があるのです。しかし、用途の確認はされず、そのまま放っておきっ放し。そ

ういう事例が、六田台のある施設で用途が工場用のままで、現在の料金の約1.5倍の支払いをしておりました。

平成31年4月現在、水道加入者であります6万2,718戸について、当然、水道料金の不平等が私は生じていると考えています。執行部はどのように考えているか、伺います。

最後に、長生広域も水道部も、創設され40年経過しており、前に述べたように、水道料金の不平等を是正するためにも、水道料金の用途別料金体系を廃止し、従量料金制、逓増従量料金制など、新しい料金体制に見直す考えがないか、執行部の考えを伺います。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○議長（小安博之君） ただいまの、16番 鶴岡喜豊君の質問に対する当局の答弁を求めます。
河野水道部長。

○水道部長（河野宏昭君） 鶴岡議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、長生広域の水道料金は、給水条例に基づき、用途別料金体系を採用していますが、従量料金制と比較して、メリット、デメリットをどのように考えているか、とのご質問ですが、当水道事業で採用する用途別料金体系は、家事用、営業用、官公庁用、工場用といった、使用者の用途により料金に格差を設け、使用量に応じて料金単価を設定しております。用途別料金体系のメリットといたしましては、一般家庭で使用する生活水の低廉化を図る上では有効な料金体系だと考えております。一方、デメリットといたしましては、水の単価が用途により異なり、料金に差異が生じることでございます。

次に、長生広域水道部が創設された長い間に、給水申請の際に担当職員の主観により用途が決められ、今の水道料金に不公平が生じているとの質問ですが、用途別の適用範囲は給水条例を基準としております。近年では水道の使用目的は多様化しており、用途の判定によっては不公平が生じるおそれがあるため、一職員の主観に委ねることなく、不平等がないよう努めております。

次に、用途別料金体系を廃止して、従量料金制に見直す考えがないか、との質問ですが、料金体系の見直しにつきましては、国からの要請により、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を令和2年度までに策定し、料金を見直す時期を見込む予定でございまして、その後、実際に料金改定を行う際には、用途別以外の料金体系も含め、検討していきたいと考えております。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

鶴岡君、再質問、ありますか。

鶴岡喜豊君。

○16番（鶴岡喜豊君） 最初に、デメリットについてですが、デメリットは水の単価が用途によって異なり、料金に差が生じる、そのような答弁をいただきましたけれども、水の単価が用途によって違うのは当然であります。これは決して、私はデメリットだとは思っておりません。水道の用途性につきましては、水道の料金が用途によって、家事用が営業用よりも安い、基本料金が有る無い、それは当然のことだと思っております。

私の考えのデメリットとしましては、先ほども質問の中に入れましたけれども、その用途を間違えて、職員の主観で決めておりまして、同じ隣り合わせの会社とも用途が違って、水道料金が違って来る。そのような場合が用途性のデメリットではないか、そのように考えております。

また、水道の使用目的は多様化しており、用途の判定によっては不平等が生じるおそれがあると答弁をいただきましたけれども、私の質問は、現在徴収している水道料金に、用途が間違えて不平等が生じているかどうか、その辺を聞いていますので、再度、答弁をお願いします。

また、料金の見直しについては、基本計画である経営戦略を令和2年度までに策定し、料金を見直す時期を見込む予定であると答弁をいただきましたけれども、令和2年に策定する基本計画に水道料金の体系をいつまでに見直す、用途制を廃止する、そのような文言を検討する考えがあるか、お聞きします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

河野水道部長。

○水道部長（河野宏昭君） 鶴岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、集会場は、現在、家事用で統一されており、集会場は官公庁であると考えているが、執行部はどのように考えるか、との質問ですが、今後、集会場の適正な用途につきましては検討してまいりたいと考えております。

次に、水道料金に不平等が生じていると訴えても執行部には届かないのか、執行部は用途の確認をして間違いを訂正しているか、平成30年度は何件、用途を変更したか、との質問ですが、今後、料金改定を行う際には不平等が生じないように検討していきたいと考えております。また、平成30年度に用途変更した件数は申請等による25件でございます。

○議長（小安博之君） これで答弁は終わりました。

鶴岡君に申し上げます。

規定による質問は終わりました。要望などありましたら、これは簡潔にこれを許します。
ありませんか。

○16番（鶴岡喜豊君） ありません。

○議長（小安博之君） 続きまして、「一般質問」を続けます。

通告に従い、2番 はつたに幸一君。

○2番（はつたに幸一君） 議席番号2番、茂原市のはつたに幸一でございます。

本日は、長生病院についてご質問させていただきます。

私の認識では、長生病院は新医師臨床研修制度の影響もあり、外科をはじめ、医師の人数が足りていなく、また、1病棟が現在、耐震等のため使えていない。経営もよくないという状況であります。そういったような状況で、将来の不安も多いわけですが、ただ、住民にとっては救急医療の観点からはなくてはならない、そういう病院という認識でございます。

そこで、まず、はじめの質問といたしまして、このような現状について、どうお考えなのか、お伺いします。

次に、2番目のご質問として、この現状を踏まえ、今後の展望についてお伺いします。

最後に、この地域もご多分に漏れず、人口減少傾向にあり、少子・高齢化も進んでおります。長生病院存続のためにも、いよいよ厳しい状況も懸念されます。

このような中、大学、あるいは私立病院等との提携、または、譲渡の可能性についてはいかがなのか、お伺いします。

以上で第1回目の質問とします。

○議長（小安博之君） ただいまの2番 はつたに幸一君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

木島病院事務部長。

○病院事務部長（木島明良君） ただいまの、はつたに幸一議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、現状についてのご質問でございますけれども、長生病院の現状につきましては、1診療科1人医師体制の診療科が多いことから、入院患者数に影響が出ております。このような中、特に、外科におきましては常勤医師2名の退職等によりまして、平成29年度末には常勤医師が1名ということになってしまったことから、入院患者数が大きく落ち込みまして、

医業収益に大きな影響が出ているところでございます。

医師の招聘につきましては、積極的に取り組んではおりますが、先ほど、議員からのご指摘もありましたとおり、新医師臨床研修制度の影響から、千葉大学の医局におきましても、医師が不足しているということでございまして、本年度におきましても、外科医師の派遣が見送られ、引き続き、厳しい状況が続いているところでございます。

なお、昨年度実施いたしました経営診断によりまして、長生病院の問題点が明らかになったところでございます。

医師の招聘は経営改善に欠かすことはできませんが、それ以外にも、中長期ビジョンが未策定であること、職員の意識改革が必要であること、費用の削減、特に人件費の削減が求められること等の指摘がなされたところでございます。職員の意識改革や人件費の削減につきましては、既に取り組みを行っているところでございますが、医師の招聘や他の問題点の解消につきましても、引き続き、努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、今後の展望についてのご質問でございますが、現在、院長の諮問機関といたしまして、病院内の改革を目的として、病院内の各部署から院長が委嘱した職員で構成いたしました経営戦略会議を立ち上げまして、協議を重ねているところでございます。今後も経営の健全化に向けて改革を進めてまいりますが、病院収益の向上を図るためには、医師の招聘、特に、内科医師と外科医師の充実は必要でございますので、新たな医師確保対策も検討しているところでありまして、引き続き、医師の招聘に努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、持続可能な病院像を明らかにするために、早期に中長期ビジョンを策定いたしまして、引き続き、地域医療に貢献してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、大学、または私立病院等との連携、または譲渡の可能性というご質問に、答弁させていただきます。

長生病院では、現在、千葉大学から整形外科の常勤医師と外科、脳外科、耳鼻咽喉科の非常勤医師の派遣を受け、公益社団法人地域医療振興協会の東京ベイ・浦安市川医療センターからは、内科、救急科の非常勤医師の派遣を受けているところでございます。また、新たに新専門医制度における総合診療医と内科医プログラムを旭中央病院、君津中央病院及び千葉大学と連携し、東京ベイ・浦安市川医療センターとは救急科と連携いたしまして、派遣医師を受けやすい環境整備に取り組んでおりますが、今後も更に連携強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、これから新たに、管理者の諮問機関といたしまして、あり方検討委員会を立ち上げ、長生病院の方向性について検討し、中長期ビジョンの策定を進めてまいりたいと考えておりますが、ビジョン策定の中で、他の大学や私立病院との連携や経営形態等について、検討が及ぶ可能性もあるものと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

はつたに君、再質問、ありますか。

はつたに幸一君。

○2番（はつたに幸一君） ただいまの答弁、ありがとうございます。

そういった中、昨年実施した経営診断により、これから中長期ビジョンの策定を進め、長生病院の方向性を見出していくという旨のご回答でございましたが、長生病院は広域市町村の運営でありますので、私は今まで思っていたのは、少なくとも、行政のトップである各首長さんたちが定期的集まって、住民のための病院である長生病院の役割というか、もともとの中長期ビジョンのコンセプトだとか長生病院のコンセプト、それから、当然、ビジョン等について話し合っているものだというように思っておりましたが、その点はどうだったのですか、また、そうであれば、その際、話し合われた長生病院のコンセプト、ビジョンについて教えてください。

また一方、先ほどの管理者の諮問機関である、あり方検討委員会を立ち上げ、その中でほかの病院や私立病院との提携や経営形態等について検討する可能性についてのご回答もありましたが、長生病院は山武長生夷隅医療圏でありまして、そこでは、現在、東千葉メディカルセンターもございます。この東千葉メディカルセンターができる前も含め、これは県のということで、ちょっと違うかもしれませんが、でも、その辺も含め、その役割分担だとか、あるいは共生など、また、重要な医師、お医者さんの問題などの件について協議するようなことは、過去、あったんでしょうか。また、今後、これから、また、そういったような協議とかタイアップだとか、そういったようなことについていかがなのか、お伺いします。

以上です。

○議長（小安博之君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

木島病院事務部長。

○病院事務部長（木島明良君） ただいまの、はつたに議員の再質問にお答えさせていただきます。

病院のコンセプトがどうなっていたのかというようなご質問でございますが、長生病院の中期的な計画につきましては、構成市町村と協議によりまして策定いたしました広域市町村圏計画において位置づけがされておりました、長生病院の施策や運営においては、計画に基づき、対応を進めてまいったところでございます。

なお、許可病床数の変更によります事業規模の見直しや、償還金の借り換え、また、公営企業法の全部適用への移行等を実施いたしましたことによりまして、これは、平成22年ごろ行ったのですが、それ以降、経営状況は好転しておりました。しかし、ここにまいりまして、外科医師の減等によりまして、急速に経営のほうが悪化したということでございまして、今回、長生病院に特化しました中長期ビジョン策定に向け、専門家による検討を始めさせていただこうとするものでございます。

次に、東千葉メディカルセンターとの関係といたしますか、役割分担等のご質問でございますけれども、東千葉メディカルセンターの建設については、主に山武郡市内で協議が進められたものでございます。結果としまして、東金市と九十九里町で運営されることになったものでございまして、建設に際して事前に長生郡市内の病院との役割分担等についての協議は特になかったというふうに聞いております。

現在は、千葉県の医療圏であります山武長生夷隅の3次救急病院といたしまして、2次医療では対応できない重篤な疾患や、多発外傷に対する医療を長生病院のほうもお願いをしているところでございます。今後も引き続きまして、連携の強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、再三、お話は出ておりますが、医師不足につきましての今後の対策でございますけれども、有識者で組織を予定しております、あり方検討委員会の中でも、最重要課題として協議されると考えておりますが、引き続き、医師の招聘に努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁、終わりました。

はつたに君に申し上げます。

規定による質問は終わりました。要望などがあれば、簡潔に、これを許します。

はつたに幸一君。

○2番（はつたに幸一君） 再質問なしということなんで、要望としまして、先ほど、私、首長さんたちが集まって、コンセプトだとかビジョンについて話し合っ、その内容を教えて

くれというお話したんですけれども、その回答がなかったように思いますので、これからは、ぜひ、その辺を含めて、ちゃんとした回答をお願いしたいと思っております。

それから、お話があったように、お医者さん、これは、今、日本の中でいろいろなセクショナルリズムな話も聞きますけれども、私は、地域住民にとって何が大事なのかということで、各手段を使ってでも、いろいろお願いしたいというように考えています。

以上です。

○議長（小安博之君） これをもちまして、「一般質問」は終わりました。

日程第9「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本件は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る令和元年7月29日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

組合では、本件についての臨時議会招集について検討したところでございますが、市町村議会の日程、及び千葉県総合事務組合への報告期限等の関係から、組合議会の招集する時間的余裕がないことが明らかになったため、専決処分により対応したものでございます。

改正の内容ですが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合は、令和元年8月31日をもって解散することになり、組合を組織する団体の数が減少するため、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、改正を行うものでございます。

以上が専決処分いたしました千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての概要でございます。

よろしくご審議の上、ご紹介くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付

託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑の回数は、会議規則第56条の規定により、2回までといたします。

質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終わります。

次に討論に入ります。

討論、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 起立全員。

したがいまして、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第10、「認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑」についてを議題といたします。

まず、認定案第1号について、提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木祐一君) 「認定案第1号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算」について、ご説明いたします。

資料としてお配りしております、決算の概要により、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

上段の表をご覧ください。歳入総額は60億8,593万7,570円、歳出総額は59億6,190万2,428円となり、歳入歳出差引残額は1億2,403万5,142円となりました。なお、実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源、332万6,600円を控除した1億2,070万8,542円となりました。

中段の表をご覧ください。実質収支額の要因といたしましては、歳入では、予算に対し3,159万円余の増額となりました。主な要因といたしましては、使用料及び手数料で、燃えるごみ専用袋手数料や一般廃棄物収集処理手数料の増により、2,779万円余、諸収入で売却電気料や資源化物売却代の増により、2,907万円余が増額になったことによるものでございます。

下段の表をご覧ください。歳出では、予算に対し6,157万円余の不用額が生じました。主な要因といたしましては、衛生費で発電効果による電気料の節減、委託料や工事請負費等の入札による経費の減等により、2,813万円余、消防費で入札や契約交渉による委託料や工事請負費等の減、千葉消防共同指令センター負担金の減等により、1,074万円余が生じたことによるものでございます。

次に、歳入の概要について、ご説明いたします。

4ページをお開きください。

前年度との比較表でございます。

増減額、計の欄ですが、前年度と比較いたしますと、11億1,792万円余、15.5%の減となりました。減となった主な要因ですが、汚泥再生処理センターや長生分署建設事業が終了したことにより、歳出面で対象事業費が減額となったことに伴い、分担金及び負担金、衛生費補助金、清掃施設債及び消防施設債がそれぞれ減額となったこと。諸収入において、ごみ償却施設基幹的設備改良事業が国庫交付金対象事業であることから、売却電気料金単価の優遇が受けられることになったことによる、売却電気料金の減などによるものでございます。

なお、歳入の各款の主な内容につきましては、5ページ、6ページに記載してございますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、歳出の概要についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

上段の表をご覧ください。前年度との比較表でございます。

増減額、計の欄ですが、補助費等及び普通建設事業費が減となったことで、前年度と比較し、9億8,920万円余、14.2%の減となりました。

7ページにお戻りください。

歳出の科目ごとの主な内容でございます。

まず、2款の総務費では、1項1目一般管理費で、職員16人分の人件費のほか、総務管理に関する各種経費及び普通財産として貸し付けをしている温水センター浴場棟・プール棟の

維持補修費、庁用電話交換設備等更新工事費として1億7,578万円余を執行いたしました。

4目諸費で、介護認定審査会費と非常備消防費特別負担金を除いた過年度分市町村負担金の精算及び千葉県市町村総合事務組合からの退職手当負担金還付金の精算として、1億3,149万円余を執行いたしました。

次に、3款民生費では、1項1目介護認定審査会費で、職員2人分の人件費をはじめ、委員の報酬などの介護認定審査会に関する各種経費3,550万円余、2項1目障害支援区分認定審査会費で、職員1人分の人件費をはじめ、委員の報酬など、障害支援区分認定審査会に関する各種経費565万円余を、それぞれ執行いたしました。

次に、4款衛生費では、1項1目保健衛生総務費、職員5人分の人件費をはじめ、2次待機病院業務委託及び休日在宅当番医業務委託など、2億3,617万円余、2目夜間急病診療所費で、夜間急病診療所の医師報酬及び診療事業に関する各種経費4,108万円余、3目温水センター屋外施設費で、スポーツ運動広場やテニスコートに係る屋外施設の維持管理に関する各種経費374万円余を、それぞれ、執行いたしました。

次に、2項1目清掃総務費で、職員17人分の人件費をはじめ、清掃に関する各種経費1億1,851万円余、2目し尿処理費で汚泥再生処理センターの運転及び維持管理に関する各種経費1億1,609万円余、3目可燃物処理費で、職員3人分の人件費をはじめ、可燃物収集業務委託、ごみ焼却施設補修工事、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業など、可燃物の収集から処理に関する各種経費9億9,144万円余、4目不燃物処理費で、職員2人分の人件費をはじめ、不燃物収集業務委託や高圧受電設備遮断器等更新工事など、施設の運転及び維持管理に関する各種経費1億9,231万円余、5目最終処分場費で、職員3人分の人件費をはじめ、佐貫最終処分場とエコパーク長生の浸出水処理施設運転管理業務委託、佐貫最終処分場法面工事、エコパーク長生補修工事など、施設の運転及び維持管理に関する各種経費2億363万円余、6目資源化推進費で、紙類等収集業務委託など、資源化推進に関する各種経費1億7,525万円余、7目新し尿処理場建設費で、汚泥再生処理センター建設事業に関する経費7億4,742万円余、8目新最終処分場建設費で、新最終処分場建設事業に関する住民打合せ会経費3万円余をそれぞれ執行いたしました。

次に、5款消防費では、1項1目常備消防費で、職員238人分の人件費をはじめ、消防業務に関する各種経費19億5,356万円余、2目非常備消防費で、消防団員1,456人の報酬をはじめ、訓練や出動の手当、また、消防団員の安全装備品整備など、消防団活動に関する各種経費1億1,833万円余、3目常備消防施設費で、消防本部中央消防署車庫建設工事及び高規格

救急車の更新、また、ちば消防共同指令センター負担金など、1億89万円余、4目非常備消防施設費で飲料水兼用耐震性貯水槽点検清掃業務委託など、防火水槽撤去工事、また、消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ付積載車3台の更新や、消火栓12栓の新設など、7,625万円余を、それぞれ、執行いたしました。

次に、6款教育費では、視聴覚教材センター費で、職員3人分の人件費をはじめ、学校及び社会教育用教材等の購入、並びにセンターの運営に関する各種経費1,817万円余を執行いたしました。

次に、7款公債費では、ごみ処理施設及び消防署の建設費をはじめ、各施設の整備に係る借り入れについての元利償還分4億8,207万円余を執行いたしました。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 続いて、認定案第2号について、提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「認定案第2号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計 火葬場・斎場事業費歳入歳出決算」について、一般会計と同様、決算の概要により、ご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

上段の表をご覧ください。

歳入総額は1億7,132万6,520円、歳出総額は1億6,694万6,285円となり、歳入歳出差引残額は438万235円となりました。実質収支も同額でございます。

それでは、歳入の概要についてご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

中段の表をご覧ください。前年度との比較表でございます。

1款分担金及び負担金は、茂原市、長柄町、長南町からの負担金で、1億1,790万円余となりました。施設の老朽化に伴う修繕、更新工事の実施に伴い、前年度と比較し1,231万円余、11.7%の増となりました。

次に、2款使用料及び手数料は、4,617万円余となりました。火葬場・式場の利用件数の増により、前年度と比較し、85万円余、1.9%の増となりました。

次に、3款繰越金は、前年度繰越金で、698万余となりました。

次に、4款諸収入は、26万円余で、退職手当負担金還付金及び自動販売機の管理収入でご

ございます。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

中段の表をご覧ください。前年度との比較表でございます。

1 款事業費、1 項事業費、1 目聖苑管理費では、職員 5 人分の人件費をはじめ、火葬業務委託や空調機等改修工事など、施設の管理運営に関する各種経費 1 億5,571万円余を執行いたしました。前年度と比較いたしますと、火葬設備更新工事等の実施に伴い、1,548万円余、11.0%の増となりました。

長南聖苑では、故人との最後の別れの場という施設の性格上、空調をはじめとする各施設の不具合により、来館者に対し不快な思いをさせてはならないという観点から、施設の老朽化対策として、計画的な修繕及び更新工事を実施しており、平成30年度は空調機等更新工事、火葬炉設備更新工事、ガス警報盤及び検知部更新工事を実施いたしました。

2 目霊柩車管理費では、職員 3 人分の人件費をはじめ、霊柩車の維持管理に関する各種経費1,123万円余を執行いたしました。前年度と比較いたしますと、13万円余、1.2%の減となりました。

以上が特別会計火葬場・斎場事業費の歳入歳出決算の概要でございます。

よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 認定案第 2 号、提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時、休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 1 1 時 5 0 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

認定案第 3 号について、提案理由の説明を求めます。

河野水道部長。

○水道部長（河野宏昭君） 「認定案第 3 号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算」について、ご説明申し上げます。

お手元の決算の概要にて、ご説明申し上げます。

決算概要の19ページをお開きください。

上段の表をご覧ください。はじめに、業務量の状況ですが、給水戸数は前年度に対して568戸、0.9%増の6万2,718戸、給水人口は821人、0.6%減の14万2,541人となりました。また、年間給水量は、前年度に対して13万909立方メートル、0.7%増の1,946万9,364立方メートル、年間有収水量は1万5,845立方メートル、0.1%減の1,669万2,602立方メートルとなりました。

下段の表をご覧ください。

続きまして、水道事業収益及び費用ですが、こちらは、税抜き表示でございます。

1款水道事業収益は、前年度決算額に対して1万6,831円増の48億3,814万4,646円となりました。

1項営業収益は、1,108万円余、0.3%増の37億4,548万円余となりました。

その主なものとして、1目給水収益は1,167万円余、0.3%増の37億3,112万円余となりました。その理由といたしましては、工場用使用量が増加したことによるものです。

3目その他営業収益は、消火栓ボックス交換工事等の減により111万円余、7.5%減の1,383万円余となりました。

次に、2項営業外収益は1,089万円余、1%減の10億9,266万円余となりました。

その主なものとして、2目給水申込納付金は829万円余、5.2%減の1億5,250万円余となりました。3目市町村負担金は、前年度同額の4億290万円となりました。

4目県補助金は、10万円余減の3億8,026万円余となりました。

5目長期前受金戻入は、補助金、負担金等により取得した資産に関わる減価償却費見合い分を収益化したもので、1億4,506万円余となりました。

次に、20ページをご覧ください。水道事業費用について、ご説明申し上げます。

水道事業費用は、前年度決算額に対して1億6,690万8,986円、3.5%減の45億7,983万4,122円となりました。

1項営業費用は、1億5,196万円余、3.4%減の43億2,710万円余で、主なものとして、1目原水及び浄水費は、九十九里地域水道企業団へ支払う受水費等で、受水費の減額措置等により1億5,924万円余、5.8%減の25億8,148万円余となりました。

2目配水及び給水費は、道路漏水に関わる委託料、修繕費等で、管網図作成費の減により244万円余、0.6%減の3億7,797万円余となりました。

4目業務費は、水道料金検針、集金業務委託料等で、料金システム改修費の増により480万円余、1.9%増の2億6,104万円余となりました。

5目総係費は、電算機器保守業務委託料等で、末端水道事業統合に関わる基礎調査業務負担金等の減により、649万円余、4.2%減の1億4,759万円余となりました。

6目減価償却費は、配水管等の有形固定資産を定額法により算出したもので、1,305万円余、1.4%増の9億2,686万円余となりました。

次に、2項営業外費用は、1,228万円余、4.6%減の2億5,273万円余で、その主なものとして、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、1,154万円余、5.1%減の2億1,314万円余となりました。

2目雑支出は、特定収入割合に関わる消費税で73万円余、1.8%減の3,958万円余となりました。

次に、3項特別損失、2目過年度損益修正損は、不納欠損額を計上していましたが、平成30年度から貸倒引当金により処理したことから、前年度決算額に対して皆減となりました。これにより、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた平成30年度決算は2億5,831万524円の純利益となりました。

続きまして、21ページをお開きください。

上段の表をご覧ください。水1立方メートルあたりの供給単価と給水原価について、ご説明申し上げます。

給水単価ですが、これは水1立方メートルあたりの販売単価を表したもので、223.52円で、前年度に比べ、0.91円の増となりました。

一方、給水原価ですが、水1立方メートル当たりの生産原価を表したもので、265.65円となり、前年度に比べ、9.67円の減となりました。供給単価と給水原価の差額が52.71円から42.13円となり、若干改善されました。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、こちらは税込みの表示でございます。

下段の表をご覧ください。1款資本的収入は、前年度決算額に対して2億2,090万8,729円、32%減の4億6,934万2,636円となりました。

その主なものとして、1項企業債、1目企業債は、配水管更新事業費等に関わる建設改良費の財源として借り入れたもので、1億1,260万円、21.2%減の4億1,810万円となりました。

2項負担金、1目負担金は、負担金工事等の減により1億82万円余、67.1%減の4,942万円余となりました。

次に、支出ですが、22ページをご覧ください。上段の表となります。

1 款資本的支出は、前年度決算額に対して9,001万9,604円、5.9%減の14億3,329万121円となりました。

1 項建設改良費は、1 億1,560万円余、13.3%減の7 億5,376万円余で、その主なものとして、1 目消火栓工事費は、消火栓新設工事の減により150万円余、10.3%減の1,307万円余となりました。

2 目建設事務費は、設計業務委託料等の減により773万円余、12.8%減の5,249万円余となりました。

3 目原水施設費は、浄水場施設の施設更新工事等の減により1,528万円余、15%減の8,643万円余となりました。

4 目配水施設費は、老朽化した配水管の更新工事等で9,247万円余、13.5%減の5 億9,134万円余となりました。

次に、2 項企業債償還金、1 目企業債償還金は、2,558万円余、3.9%増の6 億7,952万円余となりました。

次に、中段の表をご覧ください。

補填財源ですが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9 億6,394万7,485円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,020万9,062円、過年度分損益勘定留保資金6 億472万1,999円、及び当年度分損益勘定保資金3 億901万6,424円で補填いたしました。

以上が平成30年度水道事業会計決算の概要です。

よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 続いて、認定案第4号について、提案理由の説明を求めます。

木島病院事務部長。

○病院事務部長（木島明良君） 「認定案第4号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算」について、ご説明申し上げます。

その説明に入ります前に、病院事業の概略からご説明申し上げます。

はじめに、平成30年度の常勤医師数の状況から申し上げます。

平成29年度末では、常勤医師18名体制でございましたが、年度の切り替わりにおいて、千葉大学医学部からの医師派遣期間満了に伴いまして、外科の医師1名が帰任いたしました。整形外科の医師1名につきましては、入れ替わりがございました。これによりまして、平成30年度当初におきましては、1名減の17名体制で運営を開始いたしました。5月に内科医師

1名を採用することができましたので、前年度と同様に18名体制となったところでございますが、外科の医師につきましては、常勤が1名という状況が現在も続いているところでございます。

経営面につきましては、市町村負担金を前年度比8,000万円増の9億8,000万円としていただきましたが、外科医師1名となったことによります入院患者数の減少によりまして、大幅な医業収益の減によりまして、赤字決算となった次第でございます。

次に、事業面でございますが、全国自治体病院協議会に経営診断業務を委託いたしまして、病院の現状分析と問題点の整理を行ってもらい、今後の病院運営を進める上での課題と改善提案が示されたところでございます。また、これと並行いたしまして、病院内部では経営改善策を実施しております。今後も引き続き、経営改善を推進してまいるといことで取り組んでいるところでございます。

また、整備事業でございますが、広域災害医療救護所に関します市町村との協定に基づきまして、1,498万2,000円の負担金によりまして、備蓄資機材、携行用超音波診断装置や医薬品などを整備いたしましたところでございます。

医療機器につきましては、関節鏡システムや手術用照明器など、全10品を購入・整備したところでございます。

それでは、決算の状況につきまして、ご説明いたします。

決算書では、135ページになりますが、お手元の決算の概要にて、ご説明いたします。決算の概要の23ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、上段の表、業務量の状況でございますが、病床数は180床で、入院患者数は前年度に対し、691人、2.0%減の3万4,648人で行いました。病床利用率でございますが、180床で換算いたしますと52.7%となります。休床を除きます128床で換算いたしますと、67.3%となります。

外来患者数につきましては、前年度に対しまして3,739人、4.1%減の8万7,291人で行いました。

続きまして、病院事業収益及び病院事業費用について、ご説明申し上げます。

まず、病院事業収益からご説明いたします。下段の表をご覧ください。こちらは税抜き表示となっております。

1款病院事業収益は、前年度決算額に対し7,251万円余、2.1%減の33億6,179万円余となりました。

1 項医業収益は、前年度決算額に対し 1 億 6,198 万円余、6.0%減の 25 億 2,293 万円余となりました。その内訳といたしまして、1 目入院収益は、前年度決算額に対し 1 億 2,774 万円余、8.3%減の 14 億 756 万円余となりました。

減収となった主な要因といたしましては、入院患者数の減少によるものでございます。診療科別では、内科を筆頭に、全般的に増加しているものの、常勤医師が 1 名となっております。外科におきましては、前年度に対し、51.4%、3,332 人の減となっております。

2 目外来収益は、前年度決算額に対し 3,095 万円余、3.6%減の 8 億 3,109 万円余となりました。外来収益におきましても、外科の患者が減少したことにより、減収となったものでございます。

3 目その他医業収益は、室料差額収益、いわゆる、差額ベッド代や住民健診等の公衆衛生活動収益、人間ドック等の医療相談収益等で、こちらは前年度決算額に対し 73 万円余、0.5%増の 1 億 3,566 万円余となりました。

4 目市町村負担金は、救急医療に関する経費として、前年度決算額に対し 401 万円、2.6%減の 1 億 4,861 万円を負担していただいたところでございます。

続きまして、2 項医業外収益は、前年度決算額に対し 8,946 万円余、11.9%増の 8 億 3,886 万円余となりました。その内訳といたしまして、1 目受取利息配当金でございますが、これは定期預金の利息でございます。

2 目市町村負担金は、企業債利子償還金等の充当分などの繰出し基準に基づくもの以外に、運営費として増額をしていただいたため、前年度決算額に対し 8,341 万円余、14.9%増の 6 億 4,502 万円余となりました。

3 目補助金は、県からの救急基幹センター運営に係る補助金などで、前年度決算額に対し 266 万円余、27.2%増の 1,243 万円余となりました。

4 目長期前受金戻入は、補助金負担金等により取得した、資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、1 億 892 万円余となりました。

5 目その他医業外収益は、自動販売機の売上手数料や、他の医療機関への医師派遣料などで、前年度決算額に対し 201 万円余、3.7%増の 5,673 万円余となりました。

6 目売店収益は、入院患者数の減少によるものと思われませんが、前年度決算額に対し 312 万円余、16.6%減の 1,567 万円余となりました。

3 項特別利益はございませんでした。

24 ページの表をご覧くださいと思います。病院事業費用についてご説明いたします。

1 款病院事業費用は、前年度決算額に対し 1 億 2,407 万円余、3.5%減の 34 億 4,484 万円余となりました。

うち、1 項医業費用では、前年度決算額に対し 1 億 1,236 万円余、3.3%減の 33 億 4,268 万円余となりました。

内訳といたしまして、1 目給与費は、前年度決算額に対し 5,335 万円余、2.3%減の 22 億 5,280 万円余となりました。

2 目材料費は、前年度決算額に対し 4,187 万円余、8.3%減の 4 億 6,249 万円余となりました。

主な減少の要因は薬品費で、前年度決算額に対し 3,530 万円余、11.7%減の 2 億 6,615 万円余で、入院患者の減少と抗がん剤等の高額薬品の使用量の減少によるものでございます。

3 目経費は、前年度決算額に対し 712 万円余、1.7%減の 4 億 785 万円余となりました。

4 目減価償却費につきましては、新規購入資産の減少と償却を終えた資産の増によりまして、前年度決算額に対し 608 万円余、2.8%減の 2 億 878 万円余となりました。

5 目資産減耗費は、使用期限切れにより廃棄した血液製剤等で、前年度決算額に対し 286 万円余、35.3%減の 524 万円余となりました。

6 目研究研修費は、前年度決算額に対し 106 万円余、16.2%減の 549 万円余となりました。

2 項医業外費用は、前年度決算額に対し 1,170 万円余、10.3%減の 1 億 215 万円余となりました。

内訳といたしまして、1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、元本の減少に伴い、前年度決算額に対し 308 万円余、21.1%減の 1,153 万円余となりました。

2 目売店費用は、売店の売り上げ減少による仕入れの減によりまして、前年度決算額に対し 203 万円余、15.0%減の 1,157 万円余となりました。

3 目雑支出は、消費税計算で控除できない仮払消費税等で、前年度決算額に対し 693 万円余、9.2%減の 6,816 万円余となりました。

4 目長期前払消費税勘定償却は、4 条分の消費税計算で控除できない仮払消費税等の償却分で、前年度決算額に対し 34 万円余、3.3%増の 1,089 万円余となりました。

3 項特別損失は、ございませんでした。

この結果、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた平成 30 年度決算は、8,304 万 5,407 円の純損失となりました。

25 ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出についてご説明いたします。

こちらは税込み表示となっております。

まず、上段の表の資本的収入からご説明いたします。

1 款資本的収入は、1 項市町村負担金として繰出し基準に基づき負担いただくもので、前年度決算額に対し1,981万円余、9.1%減の1億9,762万円余となりました。その内訳は、企業債元金償還金分といたしまして1億8,384万円余、建設改良費、これは医療機器購入費の50%に対応する分ということでございまして、1,378万円余となっております。

2 項修学資金貸付金返還金は、ございませんでした。

続きまして、下段の表、資本的支出につきまして、ご説明申し上げます。

1 款資本的支出は、前年度決算額に対し4,172万円余、11.1%減の3億3,400万円余となりました。

その内訳といたしまして、1 項建設改良費として、医療機器の購入費用が前年度決算額に対し4,241万円余、60.6%減の2,756万円余でございました。購入しました主な機器は、関節鏡システム、これが1,073万5,200円、手術用照明器、こちらが440万6,400円など、10品目でございます。

2 項企業債償還金は2億9,804万円余、3 項投資は修学資金の貸付ですが、看護学生7名に対し、毎月10万円、合計840万円を支出いたしました。

収入が支出に不足する額1億3,638万782円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15万2,728円と過年度分損益勘定留保資金1億3,622万8,054円で補填いたしましたところでございます。

以上が平成30年度病院事業会計決算の概要でございます。

よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 以上で認定案第1号から認定案第4号までの説明が終わりました。

ここで、監査委員に監査報告を求めます。

白井代表監査委員。

○代表監査委員（白井伸夫君） 監査委員を務めております白井でございます。監査報告を申し上げます。

過日、7月25日、組合管理棟第1研修室におきまして、議会選出の小安監査委員とともに、平成30年度長生郡市広域市町村圏組合の一般会計、特別会計、水道事業会計、病院事業会計の各決算と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業であります水道及び病院事業における経営健全性に関する審査を実施いたしました。それらの監査及び審査

の結果につきまして、申し上げます。

一般会計、特別会計並びに各事業会計の決算につきましては、決算に関わる関係帳簿等は関係法令に基づき調製されており、各会計の計数は正確で、予算の執行内容も適正であると認められました。

具体的には、各会計の取り扱いに対し、責任体制の確認、預金通帳の管理、支出の根拠となる書類の添付、整理・保存の状況等々は全て良好であると確認いたしました。

次に、水道、病院事業の経営健全化につきまして、ご報告いたします。

この審査は公営企業の資金不足を審査するものであり、提出された関係書類を審査いたしました結果は、両事業会計とも資金不足はなく、経営の健全性が顕著でありました。

以上の監査・審査につきまして、決算並びに経営健全化意見書を作成し、8月8日付におきまして管理者に提出したところでございます。

なお、申し添えますと、各会計の決算に関わる所見と経営健全化審査意見につきましては、審査意見書に取りまとめてございます。ご覧いただきたいと存じます。

以上で監査報告を終わります。

代表監査委員白井伸夫。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

監査報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定案4件については、質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

したがって、認定案第1号から認定案第4号までは、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に審査することに決定いたしました。

認定案第1号から認定案第4号について、これより質疑に入りますが、詳細な質疑については、決算審査特別委員会が設置されますので、その委員会で審査・質疑をお願いすることとし、この場では総括的な質疑ということでお願いいたします。

まず、認定案第1号についての質疑を許します。

質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、認定案第1号の質疑を終わります。

続いて、認定案第2号についての質疑を許します。

質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、認定案第2号の質疑を終わります。

続いて、認定案第3号についての質疑を許します。

質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、認定案第3号の質疑を終わります。

続いて、認定案第4号についての質疑を許します。

質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、認定案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会を設置するに当たり、委員構成は、議会運営委員会の意向を尊重し、茂原市3名、町村1名ずつの、計9名の委員をもって構成したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

したがって、茂原市3名、町村1名ずつの、計9名の委員をもって構成することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名します。

2番 はつたに幸一君、3番 山田広宣君、5番 三橋弘明君、8番 小林正満君、10番 中村義徳君、12番 阿井市郎君、14番 大多和秀一君、16番 鶴岡喜豊君、18番 大倉正幸君。

お諮りいたします。

以上9名を決算審査特別委員会委員に指名することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました9名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時、休憩とします。再開は午後2時といたします。

なお、ただいま選任されました決算審査特別委員会委員の方は第2研修室にお集まりください。

午後 1時40分休憩

午後 2時00分再開

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、別室におきまして決算審査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選がありました。その結果、委員長に、12番 阿井市郎君が、副委員長に、2番 はつたに幸一君が選ばれましたので、ご報告いたします。

日程第11「議案第1号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木祐一君) 「議案第1号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ878万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,887万3,000円にしようとするものでございます。

その内容ですが、現最終処分場、エコパーク長生の延命化を図るため、嵩上げ工事の基本設計等業務委託に係る費用を補正しようとするものでございます。これは、エコパーク長生の埋め立てを現状のペースで進めた場合、令和5年1月に埋立ての終了が見込まれますが、新最終処分場建設事業計画の変更に伴い、少なくとも、2年3カ月の間、焼却灰等の自己処分ができなくなる期間が想定されます。このため、地元自治会の理解を得た上で、エコパーク長生の延命化を図るべく、埋立地の耐荷重や浸出水処理施設の処理能力、埋立て実績等の

データから、嵩上げの容量や工事方法を決定し、基本設計書をはじめ、工事のスケジュールや、かさ上げ後の跡地利用計画の検討などの、資料作成業務を委託しようとするものでございます。

では、4ページをお開きください。

下段の表、歳出でございますが、4款衛生費、2項清掃費、5目最終処分場費、13節委託料、最終処分場嵩上げ工事基本設計等業務委託として878万9,000円を増額補正しようとするものでございます。

上段の表、その財源でございますが、6款繰入金、1項基金繰入金、1目1節一般廃棄物処理施設建設基金繰入金で878万9,000円を増額補正しようとするものでございます。これは、一般廃棄物処理施設の建設、改修事業のための資金として積み立てをしている一般廃棄物処理施設建設基金を取り崩し、財源しようとするものでございます。

なお、財源につきましては、事前に構成市町村に協議させていただいた結果、構成市町村の意向により基金の取り崩しとなったものでございます。このため、当該補正で市町村負担金の追加納入は発生いたしません。補正後の市町村別の最終処分場費、新最終処分場建設費負担金額及び繰り入れ金額につきましては、5ページ、また、補正前後の基金残高などは6ページに記載してございますので、後ほど、ご確認いただきたいと思います。

以上、一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議、ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

「議案第1号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」を、
原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 起立全員です。

したがいまして、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第2号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河野水道部長。

○水道部長(河野宏昭君) 「議案第2号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出ですが、収入の第1款水道事業収益を130万5,000円増額し、補正後の計を50億8,946万円とし、支出の第1款水道事業費用につきましても、収入と同じく、130万5,000円を増額し、補正後の計を47億6,439万5,000円にしようとするものです。

7ページをお開きください。

収入の内訳ですが、第2項営業外収益、第6目雑収益、第1節その他雑収益を130万5,000円増額するものでございます。

増額の理由ですが、当水道事業が加入しております損害賠償責任保険から配水管破裂に伴う濁り水により生じた損失を保険金として受け取るため、計上したものでございます。

次に、支出の内訳ですが、第1項営業費用、第5目総係費、第19節補償金に130万5,000円を計上するものでございます。

その増額の理由ですが、漏水修理時に老朽化した配水管の破裂により濁り水が発生し、製品の原材料に損害を与えたため、原材料費や加工費、処分費等を補償するものでございます。

次に、補正予算書の2ページをお開きください。

第3条、債務負担行為ですが、当水道事業で使用している水道会計システムの借上げ期間

が令和元年度末で満了となることから、新たなシステムの借上げにあたり、プロポーザル方式により納入業者を選定することとしたため、令和2年度から令和6年度までの5年間、水道会計システム借上げ料として、1,350万円を限度額として債務負担を設定するものでございます。

以上、議案第2号 水道会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

よろしく審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議、ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第2号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立全員です。

したがいまして、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第3号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木島病院事務部長。

○病院事務部長（木島明良君） 「議案第3号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、昨年度実施いたしました経営診断によりまして、今後の病院運営における改善事項が示されたところでございます。その冒頭に、本病院には長期ビジョンがないため、病院の方向性を明確化し、決定して、ビジョンを策定することが必要と指摘されておりますことから、ビジョンの早期の策定に向けて新たな検討委員会設置に伴う委員の報償と、コンサルタントへの策定業務委託料等の予算を補正しようとするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページの第2条収益的収入及び支出の予定額の補正でございますけれども、6ページに補正予算説明書がございますので、そちらでご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、支出からご説明申し上げます。

1款病院事業費用は、既決予算額に792万8,000円を増額し、34億8,016万8,000円にしようとするものでございます。

内訳といたしまして、1項医業費用、3目経費は792万8,000円を増額し、4億6,395万円にしようとするもので、アンケート調査用の切手代といたしまして、13節通信運搬費に17万8,000円、中長期ビジョン策定業務委託料といたしまして、15節委託料に本年度分の742万5,000円、あり方検討委員会の委員報償として、20節報償費に32万5,000円を追加しようとするものでございます。

次に、収入でございますが、1款病院事業収益は、既決予定額に792万8,000円を増額し、34億8,169万1,000円にしようとするものでございます。

内訳といたしまして、2項医業外収益、2目市町村負担金を既決予定額に792万8,000円増額し、6億3,885万8,000円にしようとするもので、中長期ビジョン策定業務委託等に係る負担金として増額をしていただくものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

第3条でございますが、債務負担行為を加えるものでございます。策定業務委託につきましては、委託期間に1年程度を予定しておりますことから、期間を令和2年度とし、限度額を742万5,000円と定めるものでございます。

以上、議案第3号 病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番 ますだよしお君。

○1番（ますだよしお君） 3点ほど、お尋ねいたします。

今日、この後、この3号補正議案が可決された場合、来月からでもプロポーザルで業者を選定していきたいという話が耳に入っておりますが、それが事実かどうかということがまず1点。

それと、各市町村の負担金の補正ですが、恐らく、9月議会には間に合わないと思いますので、12月の補正、各市町村は時間がかかると思うんですね。そうすると、3カ月のタイムラグがあるわけですが、3カ月のタイムラグがあるのに、可決後すぐに事業を推進していきたいというのに、ちょっと無理があるんじゃないかなと思うんですが、その点についていかがなものか、ということが2点目。

3点目。ここは重要なことだと思うんですが、万が一、構成市町村でこの補正が出た場合に、否決された場合、当局としてはこの事業をどういうふうにかけて、どういうふうに進めていくのかのお考えを聞きたいと思います。

○議長（小安博之君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） それでは、ますだ議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、可決されたらすぐやるのかというようなご質問でございますが、本補正予算につきましては、地域医療の中核を担う公立長生病院の中長期ビジョンを策定し、地域住民の皆様が求める病院、皆様に信頼される病院となるために、病院の将来像を描こうとするものでございます。

そのようなことから、組合議会においてご可決いただいた後は、ビジョン策定支援を委託いたしますコンサルタントの選定や、あり方検討委員会委員の委嘱などを進めてまいりたいと考えております。

次に、財源の可決前に実行していかというようなご質問でございますが、構成市町村議会での負担金増額の予算が可決する前に執行することにつきましては、地方自治法上においては問題ないものと解釈をされているということで確認をいたしております。

3点目。仮に、市町村でその財源が否決された場合、というご質問でございますが、構成市町村及び同議会におかれましては、この長生病院のビジョン策定の趣旨をお酌み取りをいただきまして、負担金の増額についてご理解を賜りたくお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 1番 ますだよしお君。

○1番（ますだよしお君） わかりやすく説明させていただきますが、まず、広域市町村圏組合を民間に仮定させていただきますので、ちょっとお願いいたしたいと思っております。聞いていただきたいと思っております。

まず、取締役会、首長会とか、あるいは、当局の皆さんが協議されました。今日は役員会といえますか、議会に諮られています。恐らく、可決されますよ、間違いなく100%。そうしますと、今度は事業に入るわけですね。一般企業ですと、じゃあ、その資金をどうするんだということが問題になると思うんです。そうすると、普通であれば銀行に借入れを申し込んで、融資証明なりなんなりが出ないなら事業には着手しませんよ。それを見切り発車するというのは、民間ではちょっと考えられないことだと思います。これは、多分、郡内の住民が聞いたら、ちょっとおかしいことをやっているんじゃないかというふうにとられると思います。

それと、もう一つは、やはり、各市町村は議会というものがありますので、余りこういうことをされると、議会軽視そのものだと私は思うんですね。

だから、その辺を留意していただいて、できるのであれば、12月の各市町村の補正が通った段階から事業を始められたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小安博之君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 今のますだ議員の再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、理解をすることでございますが、長生病院の現状を考えますと、一日も待ってられない状況もあろうかと思っておりますので、ご可決をいただいた後は、事業執行をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） ますだよしお君、今の答弁、よろしいでしょうか。

○1番（ますだよしお君） 要望はいいんですよね。できるのであれば、やはり、ちゃんとし

た運営方法として、12月まで待っているというのが正規な方法だと思いますので、どうぞ、そういうふうになるように、ご努力願いたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） そのほか、質疑、ありませんか。

14番 大多和秀一君。

○14番（大多和秀一君） 病院事業の健全な運営のためには、いろいろ試行していくのは確かにいいことだと思いますし、当然、我々もそのバックアップをすべきだというふうに考えていますが、そうした中で、一つは、幾つか、例えば、中長期ビジョン策定とか、それから経営戦略会議とか、いろいろお考えになっているようではございますけれども、これまであった運営委員会との関わりというんですか、その辺のことについては、どうやって考えていくのか。それから、あり方検討会の報償費が補正予算にも相当な額で増額されましたので、このメンバーも決まっていれば教えていただければというふうに思いますが。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

木島病院事務部長。

○病院事務部長（木島明良君） 大多和議員のご質問に、お答えいたします。

病院のほうで運営委員会を開催しております。年に、最初は2回ほど行っていたところがございます。

運営委員会の活用も、もちろんさせていただくことにはなっておりますけれども、今回、立ち上げますあり方検討委員会につきましては、その病院の事業に関して、プロといいますか、例えば、メンバーのほうのお話ですけれども、医師会のほうから代表されるような方とか、千葉県、県の職員、保健所の所長さんとかも入ると思いますが、それと、税理士さん、公認会計士さん、そういった方々。それと、この近辺の私立の病院のお医者さん、欲を言えば大学の教授、そういった方々を構成メンバーにして考えているところでございます。

運営委員会ではございますけれども、そこにも医師会の代表者はおりますが、例えば、大学の教授だとか会計士さん、そういった方は入っておられません関係もありますし、このメンバーに、コンサルタントも同席をしていただいて、出た意見等を取りまとめたものとして、そのビジョンをまとめていってもらおうというふうに考えているところでございますので、病院の運営委員会については、引き続き、開催のほうはさせていただきますし、いろいろご報告はさせていただきますし、ご意見は頂戴いたしますけれども、それとはまた別の組織として、新たに専門的な方々をより多く入れたあり方検討委員会というものを立ち上げさせてい

ただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 大多和秀一君、今の答弁で、よろしいですか。

○14番（大多和秀一君） 質問です。

○議長（小安博之君） 14番 大多和秀一君。

○14番（大多和秀一君） それでは、その運営委員会とメンバーが重なる部分もあって、さらに新しい方々を加えて、運営委員会は年2回の開催というふうになりますけれども、じゃあ、そのあり方検討委員会というのは何回開催をして、この中長期ビジョンを一つのつくり上げていく過程の中に組み入れる予定なんですか。

○議長 木島病院事務部長。

○病院事務部長（木島明良君） これから組織のほうを立ち上げまして、会議を2カ月に1回程度になろうかと思いますが、4回から5回ぐらいをやって、それで来年の、できれば令和3年度予算をつくる前までに、そのビジョンなりをまとめていただくような形を、今、考えているところでございます。

○14番（大多和秀一君） 了解です。

○議長（小安博之君） よろしいですか。

ほかに質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第3号 令和元年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」を原案のとおり可決することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立全員。

したがいまして、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第4号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第4号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

本案は、工業標準化法の一部改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の内容ですが、工業標準化法が一部改正され、法律名が産業標準化法に変更となりました。その中で、日本工業規格が日本産業規格に名称変更されたことにより、該当部分の改正を行うものでございます。

また、消防手数料で特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係るものの一部について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の金額が変更された部分について、同様の改正を行うものでございます。

改正後の手数料につきましては、添付してございます新旧対照表を、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、議案第4号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小安博之君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

「議案第4号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 起立全員。

したがいまして、議案第4号は原案のとおり、可決されました。

日程第15「議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河野水道部長。

○水道部長（河野宏昭君） 「議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

本案は、平成30年12月に成立した水道法の一部を改正する法律により、指定給水装置工事事業者の資格について、給水装置工事を適正に行うための資質が継続して保持されるとともに、実態との乖離を防止する観点から、5年の有効期間を設ける更新制度が導入されたことから、これに関わる更新手数料として、1万円を設定するものです。

また、同法施行令の改正により生じた条ずれによる改正を行うものです。さらに、事務の効率化を図るため、設計審査と工事検査の手数料を一本化し、工事検査手数料として設定しようとするものです。

以上、議案第5号について説明申し上げます。

よろしく審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、採決します。

「議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、原案のとおり可決することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立全員。

したがって、議案第5号は原案のとおり、可決されました。

日程第16「議案第6号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東條消防長。

○消防長（東條秀明君） 「議案第6号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

本案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律、及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の公布に伴い、火災予防条例の改正を行うものです。

内容は、工業標準化法が産業標準化法に改正され、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い、避雷設備の規格における表記の改正及び省令において、平成17年のガイドラインが廃止され、新たに住宅用防災警報器等規格省令が制定されたことに伴い、感知器の規格が定められたことにより、所要の改正をするものです。

また、同省令の改正により、閉鎖型スプリンクラーヘッドの規格が表示温度75度以下で第1種に規定されていることから、条例中の表記との整合性を図るものです。

さらに、同省令の改正により、民泊等特定小規模施設において必要とされる消防の用に供する設備について、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災機器の設置免除が可能である旨の規定が追加されたことにより、所要の改正をするものです。

なお、条例の施行期日につきましては、公布日とします。

以上、議案第6号についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

「議案第6号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立全員。

したがいまして、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第7号 財産の賃料の減額について」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第7号 財産の賃料の減額について」、ご説明を申し上げます。

本案は、組合所有普通財産である旧入山津分署の土地、及び附属建物3棟の貸し付け賃料を減額しようとするものでございます。

旧入山津分署は、長生村入山津に所在し、津波・浸水区域内にあったことから、消防庁舎

等の耐用年数を残したまま、平成29年9月に長生分署へと移転したことで用途廃止し、普通財産となりました。組合では、他の用途での利用予定もなく、長生村でも不要とのことであったため、不要財産の売却を行うため、不動産鑑定を行った後、組合土地価格審査会を経た適正な対価、税込み1,851万7,000円を最低売却価格として、平成30年4月から土地及び附属建物一体での売却公募を行いました。応募がございませんでした。

また、本年5月、経過年数により建物の価格を補正し、税込み1,794万2,000円として、2回目の売却公募を行いました。応募がございませんでした。

あわせて、本年5月、売却公募と同時に、普通財産貸し付け料算定基準に基づく適正な対価、年額税込み126万1,889円で貸し付け公募を行いました。これにも応募がございませんでした。

このため、組合保有資産の有効な利活用及び組合の自主財源確保の一環として借受人を確保すること、また、日常的に管理の難しい施設を未使用のまま放置することで犯罪の温床になるなどのリスクもあることから、やむを得ず、広く借受者を募る目的で、最低入札価格を年額税抜き55万円に設定し、貸し付け期間は、本年9月から20年間として、一般競争入札方式による貸し付け公募を行ったところ、2者から応募があり、入札を実施した結果、いすみ市大原に本社を置き、農機具の販売及び整備を行う株式会社石川商会在、年額税抜き99万6,000円で落札したものでございます。

しかし、この落札額99万6,000円は、普通財産貸し付け料算定基準により求めた適正な対価である126万1,889円に満たなかったことから、地方自治法第96条第1項第6号、並びに第237条第2項の規定により、賃料減額について議決を求めるものでございます。

以上、議案第7号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、討論を終結いたします。

これより、採決をします。

「議案第7号 財産の賃料の減額について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 起立全員。

したがいまして、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第8号 和解及び損害賠償額の決定について」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河野水道部長。

○水道部長(河野宏昭君) 「議案第8号 和解及び損害賠償額の決定について」、ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第40条第2項、及び長生郡市広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例第6条の規定により、適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。その概要について、ご説明申し上げます。

平成31年3月20日、茂原市内で漏水修理を行っていたところ、老朽化による配水管の強度が著しく低下していたことから、管が破裂し、一時的に大量の水が流れたため、濁り水が発生し、その濁り水により、製品の原材料に損害を与えたため、原材料や加工費、処分費等を補償するものでございます。このため、損害賠償の相手であります業者と和解し、損害賠償の額、130万4,593円を支払うものです。

なお、この損害賠償につきましては、水道部が加入しております公益社団法人日本水道協会、水道賠償責任保険で、全額、補填するものでございます。

以上、議案第8号についてご説明申し上げます。

よろしく審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小安博之君) なければ、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

「議案第8号 和解及び損害賠償額の決定について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 起立全員。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、13番 今関勝巳君については、暫時、退場をお願いいたします。

(今関勝巳議員暫時退場)

○議長(小安博之君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 「議案第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました小安博之氏が、令和元年8月26日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に、組合議員であります今関勝巳氏を監査委員に選任

いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

今関氏は広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えますので、委員各位の賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました小安氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なるご尽力を賜りましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（小安博之君） ご苦勞さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、議会会議規則第37条第2号の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、これより、採決をいたします。

「議案第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立全員。

したがいまして、議案第9号は、原案のとおり同意されました。

今関勝巳君の入場を認めます。

（今関勝巳議員入場）

○議長（小安博之君） 13番、今関勝巳君にお知らせいたします。

監査委員の選任については、同意されました。

今関勝巳君に、挨拶をお願いいたします。

○13番（今関勝巳君） ただいま皆様方から同意をいただきました、白子町の今関でござい

ます。

何分にも、不慣れでございますが、皆様方のお力添え、ご協力を得まして、この職責を全うしてまいりたいと思います。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。（拍手）

○議長（小安博之君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製に当たり、字句、その他、細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定によって、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定いたしました。

これをもって、令和元年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時50分閉会